食品流通の合理化に向けた取組について(検討項目と対応)

1. 第1次中間取りまとめで掲げた8つの検討項目への対応

① パレット化等による手荷役軽減	・パレット、パレタイザー等の導入と管理回収体制の構築を支援(-R2)。 ・政府広報シンポジウム等を通じた議論の深化と共有。
	・今後、運用ルールや管理回収体制の検討を促進。
② 集出荷拠点の集約等による効率化	・集約物流拠点の整備を支援(R3-)。 ・複数産地や異業種との連携による効率的な共同輸送を支援(R3-)。 ・政府広報シンポジウム等を通じた議論の深化と共有。
③ モーダルシフトによる トラック以外の輸送手 段への分散	 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定促進。 新たな鉄道・船舶輸送体系の構築、出荷の平準化に繋がる長期貯蔵体系の確立等を支援(R3-)。 新幹線等の新たな貨客混載に向けて鉄道貨物輸送業界等と意見交換。
[小口・付加価値物流] ④ 小口ニーズへの対応 ⑤ 品質・付加価値・価格	・高速バス等による貨客混載の活用拡大に向けた取組を支援(国交省、R2-)。 ・過疎地域等におけるドローン物流の実用化を支援(国交省、R2-)。
バランスの見直し	・セミナー等を通じた議論の深化と共有。
⑥ ICT の活用	·ICT を活用した業務の省力化·自動化等を支援(R2-)。
⑦ 荷待ち時間の削減や 附帯作業の適正化	・ホワイト物流推進運動等への参加呼びかけ。 ・予約受付システム等の導入促進。
⑧ 食品ロス削減	・商習慣の見直しに向けて食品関連事業者への呼びかけ、セミナー等を 実施。・政府広報シンポジウムを通じた普及啓発。

2. 中間取りまとめの後、自治体との意見交換や食品流通に関する検討会議等で新たに取り組むべきとされた検討項目と、その対応

① 効率的な輸出物流の 構築	・方策検討に向けて、有識者等との意見交換会を実施(R3.3-)。
② 食料品アクセス対策 に繋がる物流	・食料品アクセスの確保に向けた課題解決のための取組を支援(R3-)。